

令和 3 年度第 6 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 3 年 6 月 2 9 日

担当部・課：生活環境部廃棄物対策課〔内線 3 3 7 4〕

① 件 名
フードドライブ事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 我が国では、生産・製造・販売・消費の各段階において、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄されており、年間約 6 0 0 万トン（平成 3 0 年度農林水産省推計）発生する「食品ロス」のうち、約 2 7 6 万トンが家庭からのものであるとされている。</p> <p>一方で、食料自給率は 3 7 % であり、多くの食料を輸入に依存していること、世界では人口が急増し、飢えや栄養不足で苦しんでいる人が多数いることや、廃棄物の処理に多額の費用が生じていることなどを考慮すると、「食品ロス」の削減は重要な課題である。</p> <p>本市では、平成 2 9 年 4 月より「もったいない！食べ残し！3 0 ・ 1 0（さんまるいちまる）運動」を展開し、「食品ロス」の削減を啓発しているが、今年 3 月に策定した「石巻市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し>」において、賞味期限内でまだ食べられる食品を持ち寄り、フードバンク団体などに寄附する「フードドライブの活用」を位置付け施策を展開することとした。</p> <p>【目的】 家庭系ごみの減量化に関する取組の一環として、家庭から生じた過剰食品を提供していただき、「一般社団法人フードバンクいしのまき」と連携した事業を展開することにより、市民の回収に対する意識の向上及びごみ総排出量の抑制、石巻市一般廃棄物処理基本計画に掲げる「循環型社会の実現」に向け、ごみの減量化、資源の有効利用を推進する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年 1 2 月法律第 1 3 7 号） 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年 5 月法律第 1 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】 石巻市総合計画基本計画 第 5 章 心ゆたかな誇れるまち 第 2 節 身近な自然や生活環境を守る 3 循環型社会を形成する</p> <p>石巻市一般廃棄物処理基本計画 第 7 章 計画の推進と進行管理 第 4 節 減量化・資源化重点施策 1 家庭系ごみの減量化・資源化に関する施策 第 7 節 食品ロス削減の推進 3 食品ロス削減のための施策</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 6 月 第 1 回石巻市廃棄物対策審議会で審議（書面） 1 1 月 ～ 1 2 月 フードドライブ試行実施（福祉部福祉総務課及び生活環境部廃棄物対策課） 1 1 月 第 2 回石巻市廃棄物対策審議会で審議 令和 3 年 1 月 第 3 回石巻市廃棄物対策審議会で審議 3 月 石巻市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し>策定</p>

⑤ 主な内容

市民の家庭から生じた過剰食品を提供していただき「フードドライブ」を通じて「食品ロス」の削減を目指す。

回収日は「もったいない！食べ残し！30・10（さんまるいちまる）運動」の毎月10日及び30日に併せて実施し、本庁舎3階廃棄物対策課及び各総合支所市民福祉課の窓口で回収する。

○回収日程

年月	回収日	回収日（フードバンクいしのまき）
令和3年7月	9日（金）、30日（金）	基本、回収日の翌日及び翌々日。 回収日が土日祝日にある場合は、 休みが明けた最短の平日。 ※12月は28日（火）のみ。
8月	10日（火）、30日（月）	
9月	10日（金）、30日（木）	
10月	8日（金）、29日（金）	
11月	10日（水）、30日（火）	
12月	10日（金）、27日（月）	
令和4年1月	7日（金）、28日（金）	
2月	10日（木）、28日（月）	
3月	10日（木）、30日（水）	

○回収品目

1. 未開封のもの
2. 賞味期限まで1か月以上あるもの
3. 常温保存のもの（冷蔵・冷凍品以外）
4. 製造者または販売者が表示されているもの
5. 成分またはアレルギー表示のあるもの
6. 日本語表記があるもの

これらをすべて充たすもので 穀類（米・麺類・小麦粉など）、調味料（味噌・醤油など）、保存食品（缶詰など）、インスタント食品、レトルト食品、のり、お茶漬け、ふりかけ、贈答品（お中元・お歳暮・引出物など）、粉ミルク、離乳食など

○回収方法

窓口にて、提供いただく食品を回収品目に適しているか全部確認して受領する。

※フードドライブ

賞味期限内でまだ食べられる食品を持ち寄り、フードバンク団体などに寄附をする活動。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

市民に食品ロスの意識付けを図り、ごみ総排出量の抑制が図られる

【市財政への負担】

なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【県内のフードドライブへの協力状況】（令和2年度末現在）

仙台市、気仙沼市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年6月下旬 市報7月1日号、ホームページによる周知
7月9日 回収開始

⑨ その他